

赤平市民間賃貸住宅建設助成事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 赤平市民間賃貸住宅建設助成事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、赤平市補助金等交付規則（昭和51年規則第6号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、赤平市内に賃貸住宅を建設する個人及び法人に対して、建設費用の一部を助成することにより、民間賃貸住宅の供給を促進し、住環境の向上と移住・定住人口の確保及び地域経済の活性化を促進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「民間賃貸住宅」とは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令（以下「建築基準法等」という。）の基準に適合しているもの
 - (2) 戸建2戸以上又は1棟あたり4戸以上の賃貸契約を締結して賃貸する共同住宅（長屋も含む。）
 - (3) 各戸の床面積（共同住宅にあつては、共用部分の床面積を除く。以下同じ。）は壁芯間の寸法により算定し、30平方メートル以上であるもの
 - (4) 各戸に玄関、水洗便所、浴室、台所及び給湯設備が設置されているもの
 - (5) 各戸に専用駐車スペースが1台分以上確保されているもの
 - (6) 敷地内において雪を処理する計画となっているもの又は適切に除排雪を行い処理する計画となっているもの
 - (7) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する許可を受けている市内業者が施工するもの
 - (8) 次に掲げる建築物でないもの
 - ア 組立て式仮設住宅
 - イ 公共事業等により補償を受けて新築するもの
- 2 この要綱において、「新築」とは、建築物の存しない土地の部分に当該建築物を造り、建物の表示登記を完了したものをいう。
- 3 この要綱において、「事前協議」とは、事業者が計画した民間賃貸住宅の整備内容について、事前に協議を行うことをいう。
- 4 この要綱において、「認定申請」とは、助成金の交付申請を行うために必要な認定を受けるための申請行為をいう。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付を受けようとする個人又は法人（以下「事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に民間賃貸住宅を新築する事業者
- (2) 市税（市民税，固定資産税，軽自動車税及び国民健康保険税）等を滞納していない事業者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員でない者
- (4) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していない者
- (5) 国，道，他の団体等から本事業と重複する助成金等の交付を受けていない者

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は，民間賃貸住宅の建築一式工事及び外構工事に要する経費とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は，1戸当たり30平方メートル以上40平方メートル未満は90万円，40平方メートル以上は100万円を限度とし，予算の範囲内で交付する。

（事前協議及び中間検査）

第7条 事業者は，計画した民間賃貸住宅の整備内容について，民間賃貸住宅建設助成事業補助金交付認定申請に係る事前協議書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて，市長に対し事前に協議しなければならない。

(1) 設計図面

- ア 附近見取図，配置図（附帯施設の計画も含む）
- イ 各階平面図
- ウ 平面詳細図（間取り別）
- エ 立面図
- オ 床面積求積表（建物全体，共用部分，住戸部分の面積が分かるもの）
- カ 断面図（断熱に係る使用材料が分かるもの）

(2) 委任状（※事業主以外の者が行う場合）

(3) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は，事前の協議に際し，本要綱に基づき助言するものとする。

3 市長は，本要綱に基づき，適正に施工しているか中間検査を実施することができる。

（補助金の認定申請及び交付認定）

第8条 事業者は，事前協議を終了し，新築しようとする民間賃貸住宅に係る建築基準法第6条第1項の確認済証の交付を受けた後に，民間賃貸住宅建設助成事業補助金交

付認定申請書（別記様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 設計図面

- ア 附近見取図，配置図（附帯施設の計画も含む）
- イ 各階平面図
- ウ 平面詳細図（間取り別）
- エ 立面図
- オ 床面積求積表（建物全体，共用部分，住戸部分の面積が分かるもの）
- カ 断面図（断熱に係る使用材料が分かるもの）

(2) 工事請負契約書（写）（※自らが施工する場合は不要）

(3) 土地登記簿謄本及び借地の場合は土地の賃貸借契約書（写）又は使用貸借契約書（写）

(4) 個人の場合は，事業者の住民票，法人の場合は，商業登記簿謄本

(5) 誓約書兼同意書（別記様式第3号）

(6) 建設工事見積書（補助対象経費が分かるもの）

(7) 委任状（※事業主以外の者が行う場合）

(8) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は，前項の規定に基づく認定申請があったときは，その内容を審査し，交付認定の可否について，民間賃貸住宅建設助成事業補助金交付認定（不認定）通知書（別記様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

（認定内容の変更及び変更承認）

第9条 前条第2項の規定に基づき補助金の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）は，当該認定に係る内容を変更しようとするときは，民間賃貸住宅建設助成事業補助金認定内容変更申請書（別記様式第5号）に変更内容が確認できる書類を添えて，市長の承認を受けなければならない。

2 市長は，前項の規定に基づく変更申請があったときは，その内容を審査し，変更承認の可否について，民間賃貸住宅建設助成事業補助金認定内容変更承認（不承認）通知書（別記様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付申請及び交付決定）

第10条 認定事業者は，民間賃貸住宅の完成後30日以内に，民間賃貸住宅建設助成事業補助金交付申請書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添えて，市長に補助金の交付申請を行わなければならない。

(1) 建物の表示登記済証（写）

(2) 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証（写）

(3) 完成写真

ア 建物の外観（2面）

イ 住戸（各タイプ毎）の各居室，便所，洗面設備，浴室，屋外附帯施設（駐車場，ごみステーション）

- (4) 完成図面（変更がない場合は不要）
- (5) 委任状（※事業主以外の者が行う場合）
- (6) その他市長が必要であると認めるもの

2 市長は，前項の規定に基づく交付申請があったときは，その内容を審査し，交付の可否について，民間賃貸住宅建設助成事業補助金交付（却下）決定通知書（別記様式第8号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 前条第2項の規定による補助金の交付の決定を受けた認定事業者（以下「受給者」という。）が，補助金の交付を請求しようとするときは，民間賃貸住宅建設助成事業補助金請求書（別記様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は，前項の規定に基づく請求により補助金を交付するものとする。

（補助金の取消し等）

第12条 市長は，受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは，民間賃貸住宅建設助成事業補助金交付決定取消通知書（別記様式第10号）により当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付を受けることについて不正な行為があったとき。
- (3) 補助金の交付を受ける権利を譲渡若しくは貸与し，又は担保に供したとき。この場合において，相続による権利の異動については，この限りでない。
- (4) 補助金の交付の決定内容及びこの要綱の規定並びに建築基準法等に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか，市長が相当と認める事由があったとき。

（補助金の返還）

第13条 市長は，前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において，既に補助金が交付されているときは，民間賃貸住宅建設助成事業補助金返還命令書（別記様式第11号）により返還を命ずることができる。

2 前項の規定により，補助金の返還の通知を受けた者は，受理した日から90日以内に補助金を返還しなければならない。

（新築した民間賃貸住宅の管理）

第14条 受給者は，補助金の交付を受けた日から10年間（以下「管理期間」という。）は新築した民間賃貸住宅（以下「対象住宅」という。）の用途を変更し，又は取り壊してはならない。

2 受給者は，管理期間中は対象住宅の用途を変更し，又は取り壊してはならない旨を

定めた契約に限り、事前に民間賃貸住宅売買等通知書（別記様式第12号）に当該取引に係る契約書の写しを添えて、市長に提出の上、対象住宅を売買、交換その他の取引に供することができる。この場合において、新たに住宅を引き継いだ者（以下「引継者」という。）は、この要綱により定められた事項について遵守しなければならない責を負うものとする。

3 前2項の規定に関わらず、受給者（引継者を含む。以下同じ）は、民間賃貸住宅用途変更等承認申請書（別記様式第13号）を市長に提出し、災害その他の理由により対象住宅として引き続き管理することが困難であると市長が認めたときは、民間賃貸住宅用途変更等承認通知書（別記様式第14号）の通知により管理期間中であっても対象住宅の用途を変更し、又は取り壊すことができる。

4 次に掲げる者は入居させてはならない。

- (1) 個人が建設する賃貸住宅にあつては、当該個人又は当該個人の2親等以内の親族
- (2) 法人が建設する賃貸住宅にあつては、当該法人の役員及び当該役員の2親等以内の親族

（報告等）

第15条 市長は、管理期間中にあつては、受給者に対し、対象住宅の状況について報告を求め、又は必要な助言若しくは指導を行うことができる。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に建築等の確認申請があつたものから適用する。

（失効）

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、当該期日までに補助金の交付請求をした者については、この限りでない。

（失効に伴う経過措置）

3 第12条から第15条までの規定については、この規定が失効後もなお、その効力を有するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。